

令和5年12月19日提出

教育委員会会議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和5年12月19日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 豊田 雅之 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 渡部 佳子 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 35 号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について	2
議 案 第 36 号	木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	8
議 案 第 37 号	教育財産（建物）の用途廃止について	11

5 報 告 事 項

(1) 報告第15号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費12月補正予算案）について(14P)

(2) 報告第16号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）について(41P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

報告第15号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月19日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和5年11月14日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第15号

市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費12月補正予算案）について

別紙のとおり

木教総第1003号

令和5年11月14日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和5年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の
意見聴取について (回答)

令和5年11月9日付け木財第989号で意見を求められました表記の件につきまして、
意見はありません。

担当
教育部教育総務課
河名 (内 8905)

教育委員会【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初 予算額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C)	補正後 の額 (B+C)	
50	分担金及び負担金	5 負担金 15 教育費負担金	4,579	4,579		4,579	
55	使用料及び手数料	5 使用料 30 教育使用料	14,652	14,652		14,652	
60	国庫支出金	5 国庫負担金 15 教育費国庫負担金	0	0		0	
		10 国庫補助金 35 教育費国庫補助金	49,263	57,138		57,138	
65	県支出金	5 県負担金 25 教育費県負担金	0	0		0	
		10 県補助金 40 教育費県補助金	39,892	39,892		39,892	
		15 県委託金	35 教育費県委託金	0	0		0
			40 事務処理の特例にかかる県委託金	64	64		64
70	財産収入	5 財産運用収入 10 利子及び配当金	2	2		2	
75	寄附金	5 寄附金 30 教育費寄附金	500	500	3,000	3,500	
80	繰入金	5 基金繰入金	35 生涯学習基金繰入金	0	1,500		1,500
			45 学校教育施設整備基金繰入金	0	0		0
			80 きさらづオーガニック給食基金繰入金	1,500	1,848		1,848
90	諸収入	10 市預金利子 5 市預金利子	0	0		0	
		30 雑入	8 給食事業収入	556,824	556,824		556,824
			15 雑入	36,289	36,289		36,289
95	市債	5 市債 40 教育債	0	0		0	
計			703,565	713,288	3,000	716,288	

教育委員会【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	当初 予算額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C)	補正後の額 (B+C)
50 教育費	3,337,654	3,356,336	110,853	3,467,189
5 教育総務費	31,034	31,034		31,034
5 教育委員会費	1,875	1,875		1,875
10 事務局費	11,685	11,685		11,685
17 まなび支援センター費	17,474	17,474		17,474
10 小学校費	757,277	772,251	68,066	840,317
5 学校管理費	537,939	552,913	▲ 552	552,361
10 教育振興費	191,575	191,575		191,575
15 学校建設費	27,763	27,763	68,618	96,381
15 中学校費	742,056	742,056	436	742,492
5 学校管理費	427,761	427,761	436	428,197
10 教育振興費	130,487	130,487		130,487
15 学校建設費	183,808	183,808		183,808
20 幼稚園費	0	0		0
5 教育振興費	0	0		0
25 社会教育費	338,352	339,852	3,000	342,852
5 社会教育総務費	39,099	40,599		40,599
10 青少年育成費	8,100	8,100		8,100
15 公民館費	184,343	184,343		184,343
20 図書館費	40,125	40,125		40,125
25 少年自然の家費	14,703	14,703		14,703
27 博物館費	43,203	43,203		43,203
30 生涯学習まちづくり推進事業費	8,779	8,779	3,000	11,779
30 保健体育費	1,468,935	1,471,143	39,351	1,510,494
20 学校給食費	1,468,935	1,471,143	39,351	1,510,494

※ 人件費を除く

木財第989号
令和5年11月9日

木更津市教育委員会教育長 様

木更津市長 渡辺 芳邦
(公印省略)

令和5年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案
の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年
法律第162号）第29条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案
を送付します。

【問合せ先】

財務部財政課 久野

内線：8726



第2表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10. 総務費	5. 総務管理費	江川総合運動場拡張整備事業費	1,142,130	3	453,221	1,116,670	3	453,221
				4	558,277		4	558,277
				5	130,632		5	105,172
50. 教育費	25. 社会教育費	博物館昇降機改修事業費	46,860	5	14,058	63,701	5	14,058
				6	32,802		6	49,643

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
15. 民生費	5. 社会福祉費	福祉会館施設改修事業費	9,039
30. 農林水産業費	15. 水産業費	漁港関連整備事業費	30,338
50. 教育費	10. 小学校費	金田小学校整備事業費	68,618

第4表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎維持管理費(朝日新庁舎賃借料)	令和5年度から 令和22年度まで	3,432,785千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
庁舎維持管理費(朝日新庁舎共益費)	令和5年度から 令和22年度まで	1,127,346千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
自転車駐車場指定管理料	令和5年度から 令和7年度まで	35,781
老人福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	101,491
霊園指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	107,250
新川園衛生処理場維持管理業務委託(包括的民間委託)	令和5年度から 令和8年度まで	295,680
小櫃堰公園指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	108,000

事 項	期 間	限 度 額
キャンプ場指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	16,033
令和5年度分学校給食調理業務委託(祇園小、清川中、岩根小、岩根西中、高柳小、岩根中、金田中)	令和5年度から 令和6年度まで	122,657

第4表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食センター維持管理運営包括業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	1,515,910	令和5年度から 令和10年度まで	1,378,100千円に 物価変動による増減額並び に消費税及び地方消費税を 加算した額の範囲内

2. 歳入

55款 使用料及び手数料 60款 国庫支出金

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 使用料及び手数料	910,478	△ 43	910,435			
5 使用料	383,333	△ 43	383,290			
5 総務使用料	13,096	△ 43	13,053	5 総務管理使用料	△ 43	1. 自動販売機設置料 △ 60 2. 市民活動支援センター使用料 17
60 国庫支出金	10,386,159	63,091	10,449,250			
5 国庫負担金	7,893,617	8,089	7,901,706			
5 民生費国庫負担金	7,475,533	4,219	7,479,752	5 社会福祉費負担金	4,219	1. 特別障害者手当等給付費国庫負担金 914 2. 補装具費負担金 3,305
10 衛生費国庫負担金	418,084	3,870	421,954	5 保健衛生費負担金	3,870	1. 母子保健衛生費負担金
10 国庫補助金	2,462,955	55,002	2,517,957			
5 総務費国庫補助金	1,066,810	15,044	1,081,854	5 総務管理費補助金	11,018	1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金 41,121 2. 施設周辺整備助成補助金 △ 30,103
				15 戸籍住民基本台帳費補助金	4,026	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
10 民生費国庫補助金	533,533	12,792	546,325	5 社会福祉費補助金	10,985	1. 障害者総合支援事業費補助金 3,256 2. 地域介護・福祉空間整備等交付金 7,729
				10 児童福祉費補助金	1,807	1. 子ども・子育て支援交付金 17 2. 重層的支援体制整備事業費交付金 99 3. 保育対策総合支援事業費補助金 1,691
15 衛生費国庫補助金	305,676	27,166	332,842	5 保健衛生費補助金	27,166	1. 出産子育て応援交付金

65款 県支出金 70款 財産収入 75款 寄附金

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 県支出金	4,168,127	69,273	4,237,400			
5 県負担金	2,661,498	3,587	2,665,085			
5 民生費県負担金	2,648,791	1,652	2,650,443	5 社会福祉費負担金	1,652	1. 補装具費負担金
10 衛生費県負担金	2,140	1,935	4,075	5 保健衛生費負担金	1,935	1. 養育医療給付事業費負担金
10 県補助金	1,222,392	65,691	1,288,083			
5 総務費県補助金	18,107	20,000	38,107	5 総務管理費補助金	20,000	1. 鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金
10 民生費県補助金	766,986	35,170	802,156	10 児童福祉費補助金	35,170	1. 千葉県子ども医療費助成事業補助金 35,054 2. 子ども・子育て支援交付金 17 3. 重層的支援体制整備事業費交付金 99
15 衛生費県補助金	48,368	10,521	58,889	5 保健衛生費補助金	10,521	1. 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 3,730 2. 出産子育て応援交付金 6,791
15 県委託金	284,237	△ 5	284,232			
5 総務費県委託金	269,434	△ 5	269,429	25 統計調査費委託金	△ 5	1. 学校基本調査委託金
70 財産収入	100,851	969	101,820			
5 財産運用収入	100,850	969	101,819			
10 利子及び配当金	15,880	969	16,849	5 基金利子	31	1. 国際交流基金利子 15 2. 産業振興基金利子 16
				15 株式配当金	938	1. 株式会社ジェイコム千葉株式配当金
75 寄附金	302,587	255,410	557,997			
5 寄附金	302,587	255,410	557,997			
3 一般寄附金	0	144,018	144,018	5 一般寄附金	144,018	

75款 寄附金 80款 繰入金 90款 諸収入

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 総務費寄附金	301,081	100,000	401,081	20 ふるさと応援 寄附金	100,000	
18 商工費寄附金	5	8,392	8,397	10 商工費寄附金	8,392	1. 産業振興基金寄附金 7,000 2. 港まつり応援寄附金 1,392
30 教育費寄附金	500	3,000	3,500	20 社会教育費寄 附金	3,000	1. 図書館費寄附金 △ 500 2. 生涯学習基金寄附金 3,000 3. 企業版ふるさと納税寄附金 500
80 繰入金	4,512,692	285,258	4,797,950			
5 基金繰入金	4,431,839	285,073	4,716,912			
5 財政調整基金 繰入金	1,626,253	284,278	1,910,531	5 財政調整基金 繰入金	284,278	
50 観光振興基金 繰入金	6,000	795	6,795	5 観光振興基金 繰入金	795	
10 特別会計繰入金	80,853	185	81,038			
20 介護保険特別 会計繰入金	80,853	185	81,038	5 重層的支援体 制整備事業繰 入金	185	
90 諸収入	1,277,414	28,788	1,306,202			
30 雑入	867,952	28,788	896,740			
15 雑入	300,375	2,990	303,365	10 雑入	2,990	1. 過年度地域公共交通活性化協議会負担金返還金 1,659 2. 指定管理者職員駐車場使用料 40 3. 前年度労働保険料返還金 333 4. ネーミングライツ料 908 5. その他雑入 50
20 過年度収入	0	25,798	25,798	5 過年度収入	25,798	1. 過年度児童手当県負担金

(単位 : 千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
50 教育費	4,701,356	107,619	4,808,975	△1,000		3,000	105,619				
5 教育総務費	555,497	7,642	563,139				7,642				
5 教育委員会 費	17,360	119	17,479				119	3 職員手当等 4 共済費	85 34	1. 特別職人件費 (1) 常勤特別職人件費	119
10 事務局費	386,702	5,894	392,596				5,894	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	307 △823 6,596 △186	1. 一般職人件費 2. 会計年度任用職員人件費	5,563 331
17 まなび支援 センター費	151,435	1,629	153,064				1,629	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,209 69 351	1. 会計年度任用職員人件費	
10 小学校費	841,422	74,576	915,998	△1,000			75,576				
5 学校管理費	616,558	5,958	622,516	△1,000			6,958	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 10 需用費 11 役務費 17 備品購入費	△344 4,413 922 1,519 633 △39 △1,146	1. 一般職人件費 2. 会計年度任用職員人件費 3. 学校維持管理運営費 (1) 小学校施設管理費 (2) 小学校管理用備品購入費 (3) 小学校保健室関係費	7,114 △604 △552 615 △1,146 △21
15 学校建設費	27,763	68,618	96,381				68,618	12 委託料	68,618	1. 施設建設事業費 (1) 金田小学校整備事業費	68,618
15 中学校費	798,581	6,370	804,951				6,370				
5 学校管理費	479,681	6,370	486,051				6,370	1 報酬 2 給料	119 3,830	1. 一般職人件費 2. 会計年度任用職員人件費	5,784 150

(単位 : 千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	648	3. 学校維持管理運営費 (1) 中学校施設管理費	436
								4 共済費	1,337		
								10 需用費	436		
25 社会教育費	901,609	△12,981	888,628			3,000	△15,981				
5 社会教育総務費	159,321	△5,306	154,015				△5,306	1 報酬	144	1. 一般職人件費	△5,459
								2 給料	△4,599	2. 会計年度任用職員人件費	153
								3 職員手当等	48		
								4 共済費	△899		
10 青少年育成費	11,980	69	12,049				69	1 報酬	26	1. 会計年度任用職員人件費	
								3 職員手当等	6		
								4 共済費	37		
15 公民館費	479,568	△2,222	477,346				△2,222	1 報酬	273	1. 一般職人件費	△2,564
								2 給料	△2,950	2. 会計年度任用職員人件費	342
								3 職員手当等	1,929		
								4 共済費	△1,474		
20 図書館費	133,582	△2,717	130,865				△2,717	2 給料	△2,120	1. 一般職人件費	△2,739
								3 職員手当等	△345	2. 会計年度任用職員人件費	22
								4 共済費	△252		
27 博物館費	93,676	△5,805	87,871				△5,805	1 報酬	421	1. 一般職人件費	△6,233
								2 給料	△3,973	2. 会計年度任用職員人件費	428
								3 職員手当等	△958		
								4 共済費	△1,295		

(単位 : 千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
30 生涯学習ま ちづくり推 進事業費	8,779	3,000	11,779			3,000	0	24 積立金	3,000	1. 生涯学習推進事業費 (1) 生涯学習基金積立金	3,000
30 保健体育費	1,600,597	32,012	1,632,609				32,012				
20 学校給食費	1,600,597	32,012	1,632,609				32,012	1 報酬	175	1. 一般職人件費	△7,556
								2 給料	△6,319	2. 会計年度任用職員人件費	217
								3 職員手当等	△356	3. 給食賄材料費	39,351
								4 共済費	△839	(1) 給食賄材料費単独校分	19,181
								10 需用費	39,351	(2) 給食賄材料費学校給食センター分	20,170

- 30 -

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位:千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度 末までの 支出額	当該年度 支 出 予定額	当該年度 末までの 支 出 予定額	翌年度 以 降 支 出 予定額	継続費の 総 額 に対する 進 捗 率	
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	地 方 債	そ の 他							
10. 総務費	5. 総務管理費	庁舎整備事業費	5	16,385				16,385		16,385		61.6%		
			6	10,207				10,207			10,207	38.4%		
			計	26,592				26,592		16,385	16,385	10,207	100.0%	
		公共施設解体事業費	5	31,482				31,482		31,482	31,482		15.0%	
			6	178,398				178,398				178,398	85.0%	
			計	209,880				209,880		31,482	31,482	178,398	100.0%	
		江川総合運動場拡張整備事業費	3	453,221	100,138	190,000		163,083	4,550	4,550	4,550		0.4%	
			4	558,277	453,524	49,300		55,453		839,293	839,293		75.2%	
			5	105,172	171,028			△ 65,856		271,743	271,743		24.3%	
			計	1,116,670	724,690	239,300		152,680	4,550	843,843	271,743	1,115,586	99.9%	

款	項	事業名	全体計画					前々年度 末までの 支出額	前年度 末までの 支出額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出 予定額	翌年度 以降 支出 予定額	継続費の 総額 に対する 進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳									一般財源
					特定財源									
					国県支出金	地方債	その他							
40. 土木費	10. 道路橋りょう費	パークベイプロジェクト推進事業費(富士見通り歩道改良)	3	71,050	27,500	21,300		22,250	5,330	5,330		5,330	0.7%	
			4	390,000	181,500	138,100		70,400		62,405		62,405	8.2	
			5	270,000	137,500	101,200		31,300		663,315	663,315		87.0	
			6	31,050	11,000	8,100		11,950				31,050	4.1%	
			計	762,100	357,500	268,700		135,900	5,330	67,735	663,315	731,050	31,050	100.0
50. 教育費	15. 中学校費	中学校施設長寿命化改修事業費	5	88,100	14,949	63,700		9,451		88,100	88,100		10.0%	
			6	440,600	74,858	318,800		46,942				440,600	50.0	
			7	352,500	59,908	255,000		37,592				352,500	40.0	
			計	881,200	149,715	637,500		93,985		88,100	88,100	793,100	100.0	
	25. 社会教育費	博物館昇降機改修事業費	5	14,058				14,058		14,058	14,058		22.1%	
			6	49,643				49,643				49,643	77.9	
			計	63,701				63,701		14,058	14,058	49,643	100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	そ の 他	
木更津第一小学校改築及び(仮称)木更津市学校給食センター整備事業	6,680,000千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成19年度から令和4年度まで	6,918,490	令和5年度	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
庁舎維持管理費(アクア木更津賃借料)	489,571千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成27年度から令和4年度まで	422,992	令和5年度から令和6年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
庁舎維持管理費(イオンタウン木更津朝日賃借料)	908,449千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成27年度から令和4年度まで	779,875	令和5年度から令和6年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
LED防犯灯整備事業費	187,500	平成28年度から令和4年度まで	128,083	令和5年度から令和7年度まで	55,302				55,302
一般廃棄物処理委託	令和3年度から令和8年度までの6年間、一般廃棄物の中間処理(直接溶融処理)を委託するに要する経費	令和3年度から令和4年度まで	3,063,441	令和5年度から令和8年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
道の駅指定管理料	375,914千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成30年度から令和4年度まで	146,869	令和5年度から令和13年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				特定財源を除いた額

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
水道事業統合広域化出資金	783,400	平成29年度から 令和4年度まで	249,600	令和5年度から 令和10年度まで	533,800		533,800		0
中央公民館仮移転事業費(ス パークルシティ木更津賃借料)	284,912千円に消 費税及び地方消 費税を加算した 額の範囲内	平成29年度から 令和4年度まで	218,586	令和5年度から 令和6年度まで	限度額から前年 度末までの支出 額を差し引いた 額				全額一般財源
公共事業用代替地取得事業	445,000	令和3年度から 令和4年度まで	399,996	令和5年度	43,742				43,742
市道134-2号線道路改良事業費	123,000	令和3年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和9年度まで	123,000				123,000
市道217-2号線道路改良事業費	629,000	令和3年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和9年度まで	629,000				629,000
潮見木更津高等学校線整備事 業費	85,000	令和3年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和9年度まで	85,000				85,000
市道5109号線道路改良事業費	283,000	令和3年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和9年度まで	283,000				283,000
中野畑沢線整備事業費(中里地 内)	249,000	令和3年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和9年度まで	249,000				249,000
市道216-2号線道路改良事業費	118,427	令和3年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和9年度まで	118,427				118,427
ちば電子調達システム事業費	16,545千円に消 費税及び地方消 費税を加算した 額の範囲内	平成30年度から 令和4年度まで	9,877	令和5年度から 令和6年度まで	限度額から前年 度末までの支出 額を差し引いた 額				全額一般財源
小櫃堰公園指定管理料	72,500	平成30年度から 令和4年度まで	53,600	令和5年度	13,400			1,200	12,200

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
新火葬場整備運営事業費(PFI事業費)	6,833,458千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から令和4年度まで	2,813,431	令和5年度から令和19年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額			3,079,862	特定財源を除いた額
新火葬場整備運営事業費(設計・建設モニタリング業務委託)	22,343	令和2年度から令和4年度まで		令和5年度	12,296			9,222	3,074
統合型業務パッケージシステム管理費	1,210,000	令和元年度から令和4年度まで	361,944	令和5年度から令和8年度まで	844,536				844,536
健康増進センター指定管理料	296,000	令和元年度から令和4年度まで	173,408	令和5年度から令和6年度まで					
広域廃棄物処理事業費(PFI事業費)	75,114,083千円に金利変動及び物価変動による増減額、売電に関する環境の変動に伴う増減額並びに消費税及び地方消費税の額を加算した額に、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会において協議により定める負担割合を乗じた額の範囲内	令和3年度から令和4年度まで		令和5年度から令和28年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
福祉会館指定管理料	98,773	令和2年度から令和4年度まで	39,032	令和5年度から令和7年度まで	59,741			3,152	56,589

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
老人福祉センター指定管理料	81,165	令和2年度から 令和4年度まで	53,912	令和5年度	27,253			884	26,369
市内照明灯一斉LED化事業費	209,782千円に消費 税及び地方消費 税を加算した 額の範囲内	令和2年度から 令和4年度まで	34,569	令和5年度から 令和13年度まで	限度額から前年 度末までの支出 額を差し引いた 額				全額一般財源
霊園指定管理料	88,875	令和2年度から 令和4年度まで	46,100	令和5年度	22,900			22,900	0
新川園衛生処理場等維持管理 業務委託費(包括的民間委託)	258,000	令和2年度から 令和4年度まで	160,600	令和5年度	80,300			14,295	66,005
キャンプ場指定管理料	16,727	令和2年度から 令和4年度まで	10,981	令和5年度	5,746			100	5,646
小中学校LED化ESCO事業費	251,264千円に消費 税及び地方消費 税を加算した 額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	18,416	令和5年度から 令和18年度まで	限度額から前年 度末までの支出 額を差し引いた 額				全額一般財源
市民体育館等LED化ESCO事 業費	36,212千円に消費 税及び地方消費 税を加算した 額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	2,152	令和5年度から 令和18年度まで	限度額から前年 度末までの支出 額を差し引いた 額				全額一般財源
公共下水道施設等維持管理 業務委託(包括的民間委託)	98,450千円に消費 税及び地方消費 税を加算した 額の範囲内	令和3年度から 令和4年度まで	23,859	令和5年度から 令和8年度まで	限度額から前年 度末までの支出 額を差し引いた 額			27,097	特定財源を除 いた額
金田地域交流センター指定管理 料	88,185	令和3年度から 令和4年度まで	28,950	令和5年度から 令和6年度まで	57,480				57,480

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
自転車駐車場指定管理料	32,671	令和3年度から 令和4年度まで	16,396	令和5年度	16,275			15,350	925
金田中学校用地取得事業費	229,213	令和4年度		令和5年度	179,425				179,425
市民活動支援センター指定管理料	31,085	令和4年度		令和5年度から 令和6年度まで	31,080				31,080
江川総合運動場オープニングイベント事業費	3,500	令和4年度		令和5年度	3,283				3,283
市民会館指定管理料	84,000	令和4年度		令和5年度から 令和7年度まで	82,943				82,943
請西保育園指定管理料	482,145千円に施設の管理運営に要する経費の算定に必要な条件の変化による増減額を加算した額の範囲内	令和4年度		令和5年度から 令和7年度まで	495,047			66,600	428,447

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
請西子育て支援センター指定管理料	54,072千円に施設の管理運営に要する経費の算定に必要な条件の変化による増減額を加算した額の範囲内	令和4年度		令和5年度から令和7年度まで	55,590	37,060			18,530
令和4年度分学校給食調理業務委託(波岡小、波岡中、八幡台小、木三中、鎌足小、鎌足中、金田小)	136,382	令和4年度		令和5年度	111,393				111,393
市営体育施設指定管理料	290,301	令和4年度		令和5年度から令和7年度まで	290,301			34,290	256,011
健康増進センター指定管理料	129,030			令和5年度から令和6年度まで	129,030				129,030
道路補修事業費	75,000	令和4年度		令和5年度	75,000				75,000
駐車場管理費(金田駐車場管理業務委託)	1,200	令和4年度		令和5年度					
駐車場管理費(金田駐車場定期券販売業務委託)	1,320	令和4年度		令和5年度	1,320			1,320	0

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 金 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
金田バスターミナル管理費(金田バスターミナル管理業務委託)	4,961	令和4年度		令和5年度					
学校給食センター維持管理運営包括業務委託	1,378,100千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和5年度から令和10年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
ちば消防共同指令センターシステム全体更新事業	236,923			令和5年度から令和8年度まで	236,923		176,300		60,623
庁舎維持管理費(朝日新庁舎賃借料)	3,432,785千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和5年度から令和22年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
庁舎維持管理費(朝日新庁舎共益費)	1,127,346千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内			令和5年度から令和22年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
自転車駐車場指定管理料	35,781			令和5年度から令和7年度まで	35,781			30,700	5,081
老人福祉センター指定管理料	101,491			令和5年度から令和8年度まで	101,491			2,520	98,971

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
霊園指定管理料	107,250			令和5年度から 令和8年度まで	107,250			107,250	0
新川園衛生処理場維持管理業務委託(包括的民間委託)	295,680			令和5年度から 令和8年度まで	295,680			42,810	252,870
小櫃堰公園指定管理料	108,000			令和5年度から 令和10年度まで	108,000			7,500	100,500
キャンプ場指定管理料	16,033			令和5年度から 令和8年度まで	16,033			300	15,733
令和5年度分学校給食調理業務委託(祇園小、清川中、岩根小、岩根西中、高柳小、岩根中、金田中)	122,657			令和5年度から 令和6年度まで	122,657				122,657
木更津市土地開発公社の借入金に対する債務保証	5,000,000			木更津市土地開発公社定款に規定する解散の日まで	5,000,000				5,000,000

報告第16号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月19日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和5年11月20日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第16号

市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）
について

別紙のとおり

木教総第1049号

令和5年11月20日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和5年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る条例案の意見聴取
について(回答)

令和5年11月20日付け木職第985号-5で意見を求められました標記の件につきまして、意見はございません。

担当

教育部教育総務課

河名(内線8905)

木職第985号-5

令和5年11月20日

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘 様

木更津市長 渡 辺 芳 邦

(公印省略)

令和5年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る
条例案の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第29条の規定により、別添のとおり改正条例案を送付いたしますので、令和5年11月21日
までに回答願います。

記

- ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

以上



議案第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

第18条の4第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条第1項)

行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500

25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	

54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	

83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			

112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
任期付 職員	170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」に改める。

第18条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和40年木更津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第4条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年木更津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「376,000」を「380,000」に改め、同表2の項中「422,000」を「427,000」に改め、同表3の項中「472,000」を「477,000」に改め、同表4の項中「533,000」を「539,000」に改め、同表5の項中「608,000」を「615,000」に改め、同表6の項中「710,000」を「718,000」に改め、同表7の項中「830,000」を「839,000」に改める。

第8条第2項中「100分の165」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の175」」を加える。

第6条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の1

25」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月22日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員の給与の額等、特定任期付職員の給与の額及び期末手当の支給率並びに特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>（期末手当） 第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当） 第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条第1項）</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>（期末手当） 第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当） 第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条第1項）</p>

行政職給料表

(単位：円)

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額							
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700

行政職給料表

(単位：円)

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額							
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300

29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		

63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			

63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			

<u>95</u>	<u>296,200</u>	<u>344,100</u>
<u>96</u>	<u>296,600</u>	<u>344,500</u>
<u>97</u>	<u>296,800</u>	<u>344,700</u>
<u>98</u>	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>
<u>99</u>	<u>297,500</u>	<u>345,500</u>
<u>100</u>	<u>297,900</u>	<u>345,800</u>
<u>101</u>	<u>298,100</u>	<u>346,100</u>
<u>102</u>	<u>298,400</u>	<u>346,500</u>
<u>103</u>	<u>298,800</u>	<u>346,900</u>
<u>104</u>	<u>299,100</u>	<u>347,300</u>
<u>105</u>	<u>299,300</u>	<u>347,800</u>
<u>106</u>	<u>299,600</u>	<u>348,200</u>
<u>107</u>	<u>300,000</u>	<u>348,600</u>
<u>108</u>	<u>300,300</u>	<u>349,000</u>
<u>109</u>	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>
<u>110</u>	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>
<u>111</u>	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>
<u>112</u>	<u>301,600</u>	<u>350,500</u>
<u>113</u>	<u>301,800</u>	<u>351,000</u>
<u>114</u>	<u>302,000</u>	
<u>115</u>	<u>302,300</u>	
<u>116</u>	<u>302,700</u>	
<u>117</u>	<u>302,900</u>	
<u>118</u>	<u>303,100</u>	
<u>119</u>	<u>303,400</u>	
<u>120</u>	<u>303,700</u>	
<u>121</u>	<u>304,100</u>	
<u>122</u>	<u>304,300</u>	
<u>123</u>	<u>304,600</u>	
<u>124</u>	<u>304,900</u>	
<u>125</u>	<u>305,200</u>	

<u>95</u>	<u>295,200</u>	<u>343,100</u>
<u>96</u>	<u>295,600</u>	<u>343,500</u>
<u>97</u>	<u>295,800</u>	<u>343,700</u>
<u>98</u>	<u>296,100</u>	<u>344,100</u>
<u>99</u>	<u>296,500</u>	<u>344,500</u>
<u>100</u>	<u>296,900</u>	<u>344,800</u>
<u>101</u>	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>
<u>102</u>	<u>297,400</u>	<u>345,500</u>
<u>103</u>	<u>297,800</u>	<u>345,900</u>
<u>104</u>	<u>298,100</u>	<u>346,300</u>
<u>105</u>	<u>298,300</u>	<u>346,800</u>
<u>106</u>	<u>298,600</u>	<u>347,200</u>
<u>107</u>	<u>299,000</u>	<u>347,600</u>
<u>108</u>	<u>299,300</u>	<u>348,000</u>
<u>109</u>	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>
<u>110</u>	<u>299,900</u>	<u>348,900</u>
<u>111</u>	<u>300,300</u>	<u>349,200</u>
<u>112</u>	<u>300,600</u>	<u>349,500</u>
<u>113</u>	<u>300,800</u>	<u>350,000</u>
<u>114</u>	<u>301,000</u>	
<u>115</u>	<u>301,300</u>	
<u>116</u>	<u>301,700</u>	
<u>117</u>	<u>301,900</u>	
<u>118</u>	<u>302,100</u>	
<u>119</u>	<u>302,400</u>	
<u>120</u>	<u>302,700</u>	
<u>121</u>	<u>303,100</u>	
<u>122</u>	<u>303,300</u>	
<u>123</u>	<u>303,600</u>	
<u>124</u>	<u>303,900</u>	
<u>125</u>	<u>304,200</u>	

任期付 職員	170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額							
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

任期付 職員	158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額、<u>6月に支給する場合には100分の220</u> <u>、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基 準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それ ぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に次の各号 に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応 じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第5条関係）

新	旧																																
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">380,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">427,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">477,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">539,000</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">615,000</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">718,000</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">839,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 略 （職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	号給	給料月額（円）	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">376,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">422,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">472,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">533,000</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">608,000</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">710,000</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">830,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 略 （職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	号給	給料月額（円）	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額（円）																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第6条関係）

新	旧
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>